令和７年度　さいたま市省エネ・断熱住宅普及促進補助金 申請手引き

さいたま市では、住宅の更なる省エネ化を促進するため、補助金を実施しています。

★重要です★必ずお読みください

●補助金の交付を受けるには、以下の全ての書類を提出する必要があります。
提出順序：「交付申請書」　⇒　「実績報告書」　⇒　「請求書」
※「交付申請書」の審査終了後「実績報告書」の提出がない場合、補助金を受けられません。

●「実績報告書」提出時点で申請者本人が補助対象の住宅に住民票を有することが必要です。
※ 居住していても住民票を置いていない場合や、申請者以外の家族しか住民票を有していない場合等は、補助金を受けられません。

●書類に不備があると受付ができませんので、事前にチェックリストやホームページ等でよく確認の上、申請してください。

●審査に時間を要する場合があるため、余裕をもって申請書類を提出してください。

受付期間

申請受付期間：令和７年４月１日（火）～令和８年３月２日（月）　閉庁日を除く
- 先着順での受付となります。
- 予算残額が100万円を下回った場合、抽選による受付となります。
- 予算がなくなり次第、期間内でも受付は終了します。

実績報告受付期間：交付決定通知書到着～令和８年３月２３日（月）　閉庁日を除く

対象要件

- 市民が、自ら居住する住宅に補助対象事業を実施するために要する費用の一部を補助します。
※市民とは、実績報告書提出時点でさいたま市内に住民票を有する方です。
- 事業完了日が令和７年３月１６日（日）～令和８年３月１５日（日）であること。
※原則として、工事と支払いの両方の完了をもって、事業完了日とします。
※期間内に事業が完了しない場合、補助金を交付できません。
- 市税を滞納していないこと。

補助金
ホームページ

申請に必要な書類の取得・確認

- 各区役所の情報公開コーナーにて取得（手引きと様式を配架）
- さいたま市ホームページから様式をダウンロード
（右のＱＲコード若しくは補助金名等で検索してください。）

※必要書類は、必ず「チェックリスト」で確認してください。

書類提出のタイミング

【交付申請書】
- 提出するには、**施工業者と契約していること**が必要です。
- 工事後の申請も可能ですが、その場合でも実績報告書は交付申請書の審査終了後に提出していただきます。

【実績報告書】
- 市から「交付決定通知書」が送付され、**工事及び支払いが完了**した時点でお早めにご提出をお願いします。
  ※交付申請書との同時提出はできません。

交付申請

実績報告

提出方法

※施工業者の代行申請可能です。（電子申請は不可）

電子申請→

- さいたま市電子申請システム（右のQRコードより）
  ※利用にはマイナンバーカードの認証が必要です。
- ゼロカーボン推進戦略課への郵送若しくは窓口への持参

郵送の際は、簡易書留等の到達日の分かる方法で発送してください。

★提出先・問合せ先★

さいたま市 環境局 環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課 普及推進係

〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所本庁舎７階）
電話：048-829-1316　　FAX：048-829-1991
E-mail：zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

補助金交付までの流れ（イメージ）

	申請者	ゼロカーボン推進戦略課
step1	複数の施工業者から見積書を取るなどして、自宅に施工できるかを検討し、契約書を交わす。	受付開始 **【令和７年４月１日】**
step2	必要書類を揃えて交付申請書を提出 **【令和７年４月１日～令和８年３月２日】** **※電子申請システム、郵送、窓口への持参により提出できます。** **※期限後の提出は理由の如何を問わず受付けられません。**	①申請書の受付 ②書類審査 ③交付決定通知書の送付
step3	工事・支払いの完了　＆　交付決定通知書が届く **【事業完了日：令和７年３月１６日～令和８年３月１５日】**	
step4	必要書類を揃えて実績報告書を提出 **【交付決定通知書が届いてから令和８年３月２３日まで】** **※電子申請システム、郵送、窓口への持参により提出できます。** **※期限までに提出されない場合は、補助金の交付が受けられません。** 補助金交付確定通知書が届く　⇒　補助金交付請求書を提出 ※補助金の振込は請求書の提出後約２～４週間が目安です。	①実績報告書の受付 ②書類審査 ③交付確定通知書の送付 ↓ ④請求書受領 ⑤支給手続き

- 工事前申請の場合の、一例になります。
- 審査の過程で不備等があった場合、ゼロカーボン推進戦略課からご連絡させていただく場合があります。

補助対象一覧

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>補助対象（要件）</th><th>補助金額
（上限）</th></tr>
<tr><td>新築</td><td colspan="2">ＺＥＨ</td><td>「ZEH」の認証を
BELS評価書で取得</td><td>30万円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">既築</td><td rowspan="2">断熱改修</td><td>全体改修</td><td>【要件】
①断熱等級５以上の認証を
BELS評価書等で取得
②躯体（外壁等）の工事は必須</td><td>20万円</td></tr>
<tr><td>部分改修</td><td>【対象工事】
●ガラス交換　●内窓設置
●外窓交換　●ドア交換
【要件】
熱貫流率(U)1.9以下の製品を設置
※工事方法や対象製品の詳細は
<u>先進的窓リノベ事業（国の補助金）</u>
を参考にしてください</td><td>10万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">給湯機</td><td>エコキュート
ハイブリッド
エネファーム</td><td rowspan="3">※対象製品の詳細は
<u>給湯省エネ事業
（国の補助金）</u>を参考に
してください。</td><td rowspan="3">10万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽熱利用システム</td></tr>
<tr><td colspan="2">地中熱利用システム</td></tr>
</table>

※その他、詳細な条件は交付要綱等にてご確認ください。

※国の補助金のホームページはさいたま市の補助金ホームページのリンクよりご確認ください。

※補助対象経費から国、県の補助金等の収入額を控除した額の１／２又は、表に示す補助金額のいずれか低い額を補助金の額とします。ただし、各補助対象事業の補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とします。

補助対象事業の例

新築

ZEH認証を取得している
戸建住宅の建築・購入

※以下の認証は対象外です。
Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＨ
ＺＥＨ Ｒｅａｄｙ
ＺＥＨ Ｏｒｉｅｎｔｅｄ

既築

【戸建住宅・共同住宅】

- 補助対象事業実施済の中古住宅の購入
- 自宅のリフォーム

① 給湯機設置 ⇒ 上限10万円

② 断熱改修（全体）の実施 ⇒ 上限20万円
※BELS評価書は棟・住戸どちらの単位でも可

③ 断熱改修（部分）の実施 ⇒ 上限10万円

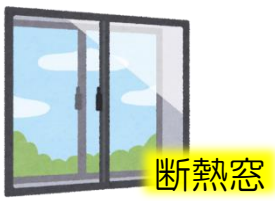

組み合わせ申請が可能な補助対象

① ＋ ② ＝ 上限30万円
① ＋ ③ ＝ 上限20万円
※①、②、③それぞれの申請も可

《注意》

- 「申請者 ＝ 契約者 ＝ 支払者 ＝ 居住者」であることが必要。
- 対象となる設備等は**未使用品**に限ります。（リース不可）
  ※中古住宅の購入では、前居住者が設備を使用していた場合、対象外となります。
- 区分所有登記のない２世帯住宅での重複申請はできません。
  ※１つの住宅として取扱います。
- **法人名義**での申請はできません。
- 共同住宅の共用部への工事は対象外です。

★重要です★

発行：さいたま市 環境局 環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課
電話　048-829-1316　　FAX　048-829-1991